3　前項の資格審査の申請を行った者から入札書の提出があった場合で、開札の日時までに資格審査が終了しなかったときは、その入札書を返却するものとする。

（一般競争の公告）

第10条　第４条に規定する一般競争の方式により、契約を締結しようとするときは、次の各号に掲げる事項を官報により公告しなければならない。

一　契約を締結する機関名

二　契約の基本事項（一連の調達契約にあっては、当該一連の調達契約のうち一の契約による調達後において調達が予定されている物品等又は特定役務の名称、数量及びその入札の公告の予定時期並びに当該一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告の日付を含む。）

三　第５条に規定する競争参加者資格に関する事項

四　第12条に規定する入札説明書その他契約に関して必要とされる文書の交付に関する事項

五　入札書を受理する場所及び入札書の受理期間

六　開札の日時及び場所

七　入札保証金及び契約保証金に関する事項

八　第17条に規定する落札者の決定方法

九　契約の手続において使用する言語

十　契約の手続において電子的手段を用いる場合には、当該電子的手段に関する事項

2　前項の規定による公告をするときは、次の各号に掲げる事項を英語を使用して記載するものとする。

一　調達をする物品等又は特定役務の名称及び数量

二　納入期限

三　納入場所

四　第５条に規定する競争参加者資格

五　入札期日

六　契約担当者等の氏名及びその所属する部課の名称

3　前二項に規定する公告は、入札書を受理する最終期日（あらかじめ競争参加者資格を審査せず、一般競争の公告後において競争参加者資格を審査する場合にあっては、当該審査の申請書を受理する最終期日）の前日から起算して少なくとも40日前（一連の調達契約に関し、その最初の契約に係る入札の公告において、その後の契約に係る入札の公告において24日以上40日未満の入札期間を定めることを示す場合には、当該その後の契約については、その定めた日、緊急事態により、やむを得ない場合においては10日前）までにこれをしなければならない。

（指名競争の公示）

第11条　第４条に規定する指名競争契約の方式により契約を締結しようとするときは、前条第１項及び第２項の規定により一般競争について公告をするものとされている事項のほか、独立行政法人労働安全衛生総合研究所契約事務取扱要領第24条の規定による基準に基づく指名競争において指名されるために必要な要件についても、官報に公示するものとする。

2　前項の基準により指名される競争参加者に対しては、前条第１項第一号、第二号、第三号から第七号まで及び第九号に掲げる事項を前項の規定による公示の日において当該競争参加者に通知するものとする。

（入札説明書の交付）

第12条　特定調達契約につき競争に付そうとする場合は、競争に参加しようとする者に対し、その者の申請により、入札説明書を交付する。入札説明書には次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

一　第10条第１項各号に掲げる事項（入札説明書の交付に関する事項を除く。）

二　調達をする物品等又は特定役務の仕様その他の明細

三　開札に立ち会う者に関する事項

四　その他必要な事項

（郵便等による入札）

第13条　契約を担当する職員は、特定調達契約につき郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便による入札を禁止してはならない。

（入札書の引換等の禁止）

第14条　特定調達契約につき入札を行う場合において、入札者は、その提出した入札書の引換、変更又は取消をすることができないものとする。

（入札の無効）

第15条　特定調達契約につき競争に付した場合、競争参加者資格のない者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とするものとし、無効とされた入札を行った者に対し、その旨を通知するものとする。

（開札）

第16条　公告又は公示において示した開札の日時及び場所に入札者を立ち会わせて開札をしなければならない。この場合において、入札者が立ち会わないときは、入札事務に関係ない職員を立ち会わせなければならない。

（落札者の決定の方法）

第17条　特定調達契約につき競争に付した場合における落札者は、価格又はその他の条件が最も有利なものをもって入札を行った者とする。ただし、需要数量が多いときは、その需要数量の範囲内でこれらの競争に参加する者の落札を希望する数量及びその単価を入札させ、予定価格を超えない単価の入札者のうち、低価の入札者から順次需要数量に達するまでの入札者をもって落札者とすることができる。この場合において、最終の順位の落札者の入札数量が他の落札者の数量と合算して需要数量を超えるときは、その超える数量については、落札がなかったものとする。

（落札者の決定に関する通知等）

第18条　特定調達契約につき落札者を決定したときは、その日の翌日から起算して７日以内に落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所並びに落札金額を落札者とされなかった入札者に通知するものとする。この場合において落札者とされなかった入札者から請求があるときは、落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合にあっては、無効とされた理由）を当該請求を行った入札者に通知するものとする。

（随意契約にすることができる場合）

第19条　特定調達契約につき随意契約によることができる場合は、次の各号に掲げる場合に限るものとする。

一　競争に付しても入札者がないとき、再度の入札をしても落札者がないとき、落札者が契約を結ばないとき又は行われた入札がなれあいによるものであるとき若しくは入札に関する条件に合致していないものであるとき。

二　他の物品等をもって代替させることができない芸術品又は特許権等の排他的権利に係る物品等若しくは特定役務の調達をする場合において、当該調達の相手方が特定されているとき。

三　既に調達をした物品等（以下「既調達物品等」という。）の交換物品その他既調達物品等に連接して使用する物品等の調達をする場合であって、既調達物品等の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既調達物品等の使用に著しい支障を生ずるおそれがあるとき。

四　調査、研究又は独自の開発に係る特定の契約の過程において、初めて開発された物品等を調達するとき。

五　既に契約を締結した建設工事（以下この号において「既契約工事」という。）についてその施工上予見し難い事由が生じたことにより既契約工事を完成するために施工しなければならなくなった追加の建設工事（以下この号において「追加工事」という。）で当該追加工事の契約に係る予定価格に相当する金額（この号に掲げる場合に該当し、かつ、随意契約の方法により契約を締結した既契約工事に係る追加工事がある場合には、当該追加工事の契約金額（当該追加工事が二以上ある場合には、それぞれの契約金額を合算した金額）を加えた額とする。）が既契約工事の契約金額の100分の50以下であるものの調達をする場合であって、既契約工事の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既契約工事の完成を確保する上で著しい支障が生ずるおそれがあるとき。

六　計画的に実施される施設の整備のために契約された建設工事（以下この号において「既契約工事」という。）に連接して当該施設の整備のために施工される同種の建設工事（以下この号において「同種工事」という。）の調達をする場合、又はこの号に掲げる場合に該当し、かつ、随意契約の方法により契約が締結された同種工事に連接して新たな同種工事の調達をする場合であって、既契約工事の調達の相手方以外の者から調達をすることが既契約工事の調達の相手方から調達をする場合に比して著しく不利と認められるとき。ただし、既契約工事の調達契約が第５条から前条までの規定により締結されたものであり、かつ、既契約工事の入札に係る第10条の公告又は第11条の公示においてこの号の規定により同種工事の調達をする場合があることが明らかにされている場合に限る。

七　緊急の必要により競争に付することができないとき。